

不成立法案が分析対象に含まれる程度に応じ、審議期間の過少評価は著しくなり、因子分析の結果も異なってくるかも知れない。言いかえると、本書の分析は法案を不成立にするという国会の潜在的作用を無視することによって成り立っており、継続か否かに関わらず審議時間を操作化しようとする著者の意図とは裏腹に、日程値という指標化が妥当であるのは法案が成立することを前提とする立法過程に限られる。

したがって、本書にはなぜ大多数の内閣提

出法案が成立するのかという問いに答える術はない。国会の制度がそうした立法過程を構造的に規定し、いかなる戦略的な相互作用が繰り広げられるかということは本書の視野になく、国会の機能として可視的な「討議」のみに分析の焦点が置かれている。こうした観察可能な事象にのみ基づいた帰納的アプローチを「観察主義」として評者は従来から批判しており、本書は古典的な国会機能論から脱却しながらも、「粘着性」論の系譜に止まると考える。

---

森脇俊雅著

『集団・組織』

東京大学出版会，2000年

依田 博

本書は、「集団目的と個人的合理性の衝突という問題」の解決策を、その問題を最も影響力のある仕方で検討したM・オルソンの集合行為論を最初の手がかりとして求めようとする作品であり、演繹的方法を重視する著者の理論研究の集大成である。

オルソンは、従来の集団論が常識としていた「集団構成員が集団目的あるいは集団の利益追求に当然参加するという前提」を批判し、合理的個人は、所属する集団の利益追求の成果を受け取っても、協力しないこともあり、そのような個人、すなわちフリーライダーの存在こそが、この問題の論理的な帰結であると指摘した。したがって、議論は、協力行動を引出す条件、あるいはフリーライダーを発生させない条件とは何かの探求にある。

オルソンの初期の議論では、その条件が協

力行動に参加する人間の集まり（すなわち集団もしくは組織）の規模と関連していると主張した。小規模集団であれば、監視機能が働き、サボタージュによる協力行動の成果の顕著な低下からフリーライダーは発生しにくい。大規模な集団の場合には、それらの条件が機能しないために、別の付加的条件、すなわち協力した者「のみ」に与えられる報酬、協力しない者「のみ」に与えられる制裁といった「選択的誘因」が必要であるとした。

本書の著者は、オストロムによる自己管理的共有資源システム、それも自発的なシステムに関する膨大な事例研究に注目する。オストロムは、そのようなシステムの存在がオルソンの集合行為論に基づくとよく説明できるとしたのである。彼女は、世界中の約5000件のシステムを分析し、成功しているシステム

が共有している成功の条件を「デザイン・プリンシプル」としてまとめた。最も重要な彼女の知見は、「自発的」な自己管理的共有資源システムが小規模集団であり、閉鎖的な利益体系を持っていることにある。だからこそ、「自発的」でありえたのである。

他方、現代社会では、たとえ小規模集団であっても、このような閉鎖系を維持することは困難であり、多くの集団は、他の集団との関係を持たざるをえない。オルソンが批判する全体システムから利益を収奪する小規模の「特殊利益集団」が活動の余地を与えられる。フリーライダーや特殊利益集団は、公共財（集合財）を社会に最適に供給することを不可能とする存在なのである。

現代の大衆社会では、フリーライダーは原子化した個人が陥りやすく、他方、社会全体の利益からより多くを収奪して集団の構成員により多くの利益を保証することで集団を維持することができる、「分配連合」というべき特殊利益集団の活動を容認してしまう。

この問題の解は、民主主義と「退出」概念にあると著者はみているようである。評者は、

ハーシュマンの「退出」概念を民主主義と結びつけて、拡張することができると考えている。「退出」を国家からの脱出、組織からの離脱、ある企業の商品の不買、住所地の移転などのような物理的な移動に限定するのではなく、リーダーを交代させる権限の行使によって「退出」と実質的に同じ効果を期待できるのである。オルソンが『国家興亡論』や晩年の研究で行きついたのは、民主主義の価値の再確認であった。本書の著者が、徹底した分権とボランティア活動に注目することは、この文脈においてよく理解できる。R・A・ダールが『民主主義理論の基礎』で、社会の多数派は「複数の少数派からなる連合」であり、その組み合わせは安定していないので、「固定した」多数派が利益を独占することはない、との指摘を思い起こすのである。

著者は、選挙制度論の研究でもよく知られているが、今後、日本において政権交代を通じた利益の公正な配分、いいかえれば公共財の最適な供給を可能とする選挙制度の構想を期待したい。